

介護保険（介護予防）

訪問看護利用料金表

（非課税）

【事業所番号

1060290416

ステーションコード

029.041.6】

(2018.7.1～)

サービス内容	利用料 (10割)	利用者負担額		単位	サービス提供時間	基本単位
		(1割)	(2割)			
訪問看護 I-1・時間内	3126円	313円	626円	300	1回につき 20分未満	300単位
訪問看護 I-2・時間内	4669円	467円	934円	448	1回につき 30分未満	448単位
訪問看護 I-3・時間内	8201円	821円	1641円	787	1回につき 30分以上1時間未満	787単位
訪問看護 I-4・時間内	11254円	1126円	2251円	1080	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1080単位
訪問看護 I-5 (PT・OT・ST)	2981円	299円	597円	286	リハビリ 20分 (※1)	286単位
訪問看護 I-5 (PT・OT・ST)	5961円	597円	1193円	572	リハビリ 40分 286単位×2	
訪問看護 I-5・2超 (PT・OT・ST)	8066円	807円	1614円	774	リハビリ 60分 258単位×3	258単位
特別管理加算 I (1ヶ月に1回)	5210円	521円	1042円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。	
特別管理加算 II (1ヶ月に1回)	2605円	261円	521円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。	
複数名訪問看護加算 (30分未満)	2647円	265円	530円	254	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。	
	(4189円	419円	838円	402		
複数名訪問看護加算 (30分未満) (看護補助者)	2095円	210円	419円	201	看護師等と看護補助者が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。	
	(3304円	331円	661円	317		
長時間訪問看護加算	3126円	313円	626円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定。	
初回加算	3126円	313円	626円	300	新規に訪問看護を提供した場合。	
退院時共同指導加算	8336円	834円	1668円	800	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行うその内容を文章により提供した場合。	
緊急時訪問看護加算	5982円	599円	1197円	574	1ヶ月につき1回算定。	
看護・介護職員連携強化加算	2605円	261円	521円	250	訪問介護事業所と連携し、痰吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や介護職員に対する助言等の支援を行った場合。	
ターミナルケア加算 (※2)	26050円	2605円	5210円	2500	死亡月につき1回算定。	

(※1) PT…理学療法士・OT…作業療法士・ST…言語聴覚士 リハビリの上限は週120分迄。

(※2) 緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

※ 夜間・早朝 25%増し

午前6時～午前8時まで、または午後6時～午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。

※ 深夜 50%増し

午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%加算されます。

※ 緊急時訪問看護加算・特別管理加算 I・II、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外。

《利用料負担額の計算方法》

単位数〈*1〉×10.42×利用者負担割合＝利用者負担額（小数点以下切り上げ）

〈*1〉 准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

【交通費について】

	介護保険	医療保険
高崎市内	無料	訪問1回につき200円
高崎市外	弊社より15km以内は無料	

* 15 km を超えた場合は50円/k mを0.1km単位で計算し、ご負担いただきます。

距離の算出はグーグルマップの「ルート検索」を基準とします。